



2025年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代 表 者 名 代表取締役会長 児玉 和宏
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務執行役員 池田 忠史
(TEL. 03-3518-5460)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月27日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数を1,144万株から2,800万株に増加させるものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除及び修正等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月27日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑫ (条文省略) (新 設) (新 設) ⑬ 不動産の売買、賃貸借、及びその仲介、管理 ⑭ 旅行業法に基づく旅行業 ⑮ 古物営業法に基づく古物商 ⑯ 小売業 (新 設) ⑰ 前各号に附帯関連する一切の業務 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,144</u>万株とする。 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部<u>また</u>は一部を取締役に委任することができる。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑫ (現行どおり) ⑬ <u>医薬品の販売</u> ⑭ <u>酒類の販売</u> ⑮ 不動産の売買、賃貸借、及びその仲介、管理 ⑯ 旅行業法に基づく旅行業 ⑰ 古物営業法に基づく古物商 ⑱ 小売業 ⑲ <u>データセンターの運営及びこれに附帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売、貸与等の事業</u> ⑳ 前各号に附帯関連する一切の業務 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,800</u>万株とする。 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役が事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部<u>又</u>は一部を取締役に委任することができる。

以 上